教小中第１２６１－３号
令 和 ３ 年 ５ 月 ２ ８ 日

各市町村教育委員会教育長　様

大阪府教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校園の対応について（通知）

標記について、５月 28 日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づき、下記のとおり要請いたします。

緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応については、令和３年４月23日付け教小中第1261号により通知した内容と同様ですが、部活動についてのみ下線部を加筆しております。

つきましては、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

１　期間

令和３年６月 20 日（日）まで

※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合もあります。

２　授業について

・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（１教室 40 人まで）を継続する。
・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】
・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等は行わない。
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
＊家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和３年度版）」
（市町村立学校園版）

・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

【実施例】
・学習プリント等を課題として配付、回収、添削、指導
・ウェブ会議システム等の利用による子どもとのやり取りと、プリント学習の組み合わせ
・授業のライブ中継（同時双方向、一方向）

・授業動画等と学習プリントを家庭学習教材として配付、回収、指導　　など

３　修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等について

・中止または延期とする。

４　部活動について

・原則休止とする。

※ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。

また、この間、活動ができていない文化部は、平日に限り活動時間を短縮して行う。

なお、いずれの場合においても、感染リスクの高い活動は実施しない。

※　大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の資料については、別添資料をご参照ください。

《本件連絡先》

【教育活動に関すること】

小中学校課 学事グループ 大西・辻本　TEL 06-6944-6886

【健康管理等に関すること】

保健体育課 保健・給食グループ 川口　TEL 06-6944-9365

【体育・部活動に関すること】

保健体育課 競技スポーツグループ 杉本　TEL 06-6944-6904